

## 計算書類に対する注記(法人全体用)

## 1. 重要な会計方針

社会福祉法人会計基準(平成28年3月31日厚生労働省令第79号)、最終改正(平成30年3月20日厚生労働省令第25号)を採用している。

## (1) 固定資産の減価償却の方法

・建物並びに構築物・車輛運搬具・器具及び備品一定額法

・ソフトウェア一定額法

## (2) 引当金の計上基準

・退職給付引当金-職員の退職金の支給に備える為、東京都社会福祉協議会の退職共済制度に基づき、当期末における法人負担の掛金累計額を計上している。

・賞与引当金 -職員の賞与の支給にあてる為、翌期支給見込み額の当会計年度負担分を計上している。

・徴収不能引当金-事業未収金のうち、以後徴収することが不可能と判断される利用者負担金収入の徴収不能額を計上している。

## (3) ファイナンス・リース取引の会計処理

・リース取引開始日が会計基準移行年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き、賃貸借処理によっている。

## 2. 重要な会計方針の変更

該当なし。

## 3. 法人で採用する退職給付制度

東京都社会福祉協議会の実施する退職共済制度及び独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉職員等退職手当共済制度を採用している。

## 4. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 法人全体の計算書類(会計基準省令第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式)

(2) 事業区分内訳表(会計基準省令第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第二様式)及び拠点区分内訳表(会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)については当法人の拠点区分は特別養護老人ホームうれしのの里拠点1拠点の為作成を省略している。

(3) 拠点区分におけるサービス区分の内容

ア 特別養護老人ホームうれしのの里拠点(社会福祉事業)

「法人本部」

「特別養護老人ホーム うれしのの里」

「老人短期入所事業 うれしのの里」

「老人デイサービスセンター 日吉の里」

「地域包括支援センター ひよし」

「居宅介護支援事業 たんぼぼ」

「老人介護支援センター たんぼぼ」

## 5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	1,082,000,000	0	0	1,082,000,000
建物	695,162,915	0	47,134,514	648,028,401
合計	1,777,162,915	0	47,134,514	1,730,028,401

## 6. 基本金又は固定資産1の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし。

## 7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

土地(基本財産) 1,082,000,000円

建物(基本財産) 648,028,401円

---

計 1,730,028,401円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金(1年以内返済予定額を含む) 38,370,000円

## 8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	1,855,578,420	1,207,550,019	648,028,401
構築物	42,346,908	42,346,907	1
車輛運搬具	9,911,784	9,748,998	162,786
器具及び備品	67,032,972	63,062,851	3,970,121
ソフトウェア	1,020,293	1,020,291	2
合計	1,975,890,377	1,323,729,066	652,161,311

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高  
該当なし。

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益  
該当なし。

11. 関連当事者との取引の内容

該当なし。

12. 重要な偶発債務

該当なし。

13. 重要な後発事象

職員の退職にともなう解決金として300万円を5月に支払い。

14. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び  
純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし。